

第142回サービス統計・企業統計部会 議事録

1 日 時 令和8年8月3日（月）15:00～16:46

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室及び遠隔開催（Web会議）

3 出席者

【委員】

菅 幹雄（部会長）、長谷川 秀司、松村 圭一

【臨時委員】

荒木 由布子、成田 礼子、宮川 幸三

【審議協力者】

東京都、大阪府

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部経済統計課：山形課長ほか

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：谷本室長、赤谷次長、中野政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：越審査官、小森調査官ほか

4 議 題 科学技術研究調査の変更について

5 議事録

○菅部会長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第142回サービス統計・企業統計部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。本日は私と松村委員、成田臨時委員は対面で、それ以外の皆さんはウェブで御参加いただいております。また、本日も調査実施者である総務省統計局のほか、審議協力者として東京都、大阪府に御出席いただいております。

なお、長谷川委員については、15時15分頃からウェブにて御参加されとの御連絡を受けております。滝澤専門委員におかれましては、御都合により御欠席です。

前回、7月21日の部会に引き続いて、「科学技術研究調査の変更」について、3回目の審議を行います。7月から審議しておりました科学技術研究調査について、予定では本日で最終回となります。

なお、本日の審議は17時までを予定しておりますが、進行によって若干の前後は御容赦いただければと思います。円滑な進行に努めますので、恐れ入りますが、効率的な議事進行への御協力をお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

それでは、統計委員会での報告についてです。先月27日に開催された統計委員会にお

いて、私から第1回部会の審議状況について御報告いたしました。

その際に、委員の方々から特段の発言はございませんでしたので、本日の部会で新たに審議すべきことはございません。

したがって、本日は前回の部会の意見への対応に関する審議の後、前回答申における今後の課題への対応状況について審議し、最後に答申案の内容について取りまとめたいと思います。

それでは、前回部会で出された御意見等について、資料を提出していただいております。審査メモ1（3）①の経済構造実態調査からのデータ移送の取りやめに関して調査実施者から御説明をお願いいたします。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 総務省統計局です。本日もよろしくお願いたします。資料の3-2になります。データ移送について宿題をいただいております、データ移送のメリット、デメリットを分かりやすく整理してほしいということと理解をしております。

そこで資料3-2で、データ移送を取りやめるメリット、デメリットを、報告者、データの利用者、あと我々調査実施者のそれぞれ3つの軸から改めて再整理をさせていただきました。大部分は前回の御説明と重複しますが、改めて御説明をさせていただきます。

まず、1番目として、右側に書いているデメリットから御説明申し上げます。そもそもデータ移送は、報告者の負担軽減を主目的としておりますので、もしデータ移送を取りやめることを御理解いただけたのであれば、それに伴う記入箇所が増えてしまうところが一番のデメリットかと思います。

あと、利用者と調査実施者のデメリットは空欄にしておりますけれども、強いて申し上げますとすれば、調査実施者には、企業の報告者から、何で2回同じことを書かせるのだという苦情やお問合せを受け、対応する可能性があるということが考えられます。また、この資料は調査単体でのメリット、デメリットの御説明の紙ですけれども、もう少し視野を広げて言うのであれば、政府全体として負担軽減の取組を進めていく中で、少し足並みから外れるという意味で、政府の取組にひょっとしたら水を差すことは、デメリットかもしれません。

一方で、左側にはメリットを書かせていただきました。少し長いですが、御容赦いただければと思います。まず、報告者に対するメリットです。1つ目は、データ移送に伴う疑義照会の遅延の解消ということで、前回御説明したとおりですけれども、回答内容を失念した段階で照会が来て対応をすること、また、忘れた頃にもう1回確認しなくてはならないという負担が生じてしまうことは回避できるだろうということです。

これは※印で少し補足を書いておりますけれども、前回、実際にデータ移送のために遅れているのは何件なのかという御質問を頂いた際、定量的な説明は難しいという御説明を申し上げたのですが、これも少し参考となればと思って書いたところもあります。移送対象の企業が大体7,000あるのですが、そのうち2割の1,500には、何らかの疑義照会が発生しています。その中身を見ていくと、そのうちメインの調査事項である研究費に端

を発する疑義照会が全体の8割を占めています。この研究費には、移送対象項目である売上げとの整合性の確認を条件で付けていますので、その確認は絶対に必要ですけれども、そういった研究費に関する疑義照会が8割を占めているので、これをもって直ちに8割が遅れているということではないのですが、ある程度ボリュームがあるというイメージを持っていただければということで、少し補足的に書かせていただきました。それが1つ目の丸です。

2つ目の丸としては、回答項目を固定できるということです。これも前回の繰り返しになりますけれども、※印に記載のとおり、毎年200企業、移送対象と対象外は変わり得るので、要するに、経済構造実態調査の対象となるかどうかのラインにいるのが大体200企業で、そのラインにいる企業は年によって変わってしまうので、去年はこうだったけれども、今年は何でこうなのかという問合せも実際に来ています。その混乱は回避できるだろうという点です。

3つ目の丸として、一体型電子調査票に伴う督促への対応の解消、これは企業調査支援事業の対象の企業のみですけれども、これも前回、少し注意書きのところで御説明をしたのですけれども、※印で書かせていただきました。我々は今このデータ移送を効率的に行うために、科学技術研究調査と経済構造実態調査で、電子調査票を一つのファイルで一体的に作っているのですが、そのために副作用が出ていまして、科学技術研究調査の回答は終わっているけれども、経済構造実態調査がまだなので、回答が一時保留されているという事例が結構発生しています。科学技術研究調査が終わっているのに出していないということで、科学技術研究調査を先に出してくださいと、独立行政法人統計センターの企業調査支援事業の担当者から連絡して、報告者側としては督促を受けた上で対応するという負担を生じさせてしまったことがありました。これは今後別々になれば、科学技術研究調査の回答が完成次第、円滑に提出いただける環境になるだろうという点です。

以上が報告者として、2つ目が利用者のメリットです。これは一つの丸だけですが、結果精度の向上ということで、これも前回御説明した内容を※印に書いているのですが、現状では移送対象の約1割が、移送が遅れることで欠損という形になっています。これらの売上げ等のデータは、産業別・資本金階級別の表章区分、そして売上高研究費比率の数値としてまさに使っている数字なので、きちんと回答いただけるのであれば、統計精度は向上するだろうというお話です。

この点、少々反省があるとすれば、恐らくデータ移送というものは、我々が知る限りで言いますと、通常、移送元の結果公表の方が早いのが普通だと思うのですけれども、科学技術研究調査と経済構造実態調査の関係はまさに逆転していて、経済構造実態調査の方が遅いのです。ですので、経済構造実態調査のデータが固まっていない、あるいは未回答、未提出が多い段階で、科学技術研究調査の移送を締め切ることをしなくてはいけないので、前回の見直しからデータ移送を取り入れたのですけれども、後から思い返せば、仕組み上、少し無理があったのではないかなと思っております。それが2つ目の丸で、利用者についてのメリットです。

3つ目の調査実施者としてのメリットですが、これまで、説明資料上で我々のメ

リットを主張するのははばかられるので、あまり書いていなかったのですけれども、今回お許しをいただけるのであればということで書いたものです。

1つ目はデータ移送作業・管理事務の削減で、移送にもそれなりにコストが発生するということは当たり前なので前回説明をしていないのですけれども、もし説明をお許しただけとすれば、移送そのものも作業コストが発生しますし、あと、当たり前ですが、企業名簿の管理もしているわけです。その管理項目として、この企業は移送対象かどうかという軸が1個増えることで、そういった事務作業が合理的になる点が一つ挙げられます。

2つ目は、一体型電子調査票に伴う督促の解消で、これは報告者のメリットで述べたところで、この調査実施者側のお話です。

3つ目として審査事務の効率化で、これも当たり前なので前回省略をしておりましたが、もし移送がないということであれば、初めから全ての回答を使った審査ができることで、この企業はまだ回答が来てないので待つ、この企業は照会がまだできないので後回しにするなどそのような個々の判断をした上で進めなくてはいけなかったところ、移送待ちや照会遅延に伴う事務の滞留は解消されるということです。

4つ目としては、集計事務の効率化で、これは利用者側のメリットで、結果精度向上と述べたところ、調査実施者から見た負担の話ですけれども、補完の作業にはやはり相当エネルギーがかかっておりまして、実際にその企業の決算情報などを見に行き、この売上げを入れていいかどうか、これは連結ベースの売上げかもしれないなどを一つ一つ考えなくてはならないということが解消されるメリットは大きいのではないかと考えております。これも先ほど結果精度向上のところでも述べましたが、やはりデータ移送は、後から公表されるものを持つてくるという設計をしているところの弊害かと思っております。

それから、最後の丸ですけれども、電子調査票、調査用品作成事務の削減で、これは前回御説明をしていないところですが、仮に今後も移送を続けようとする場合、経済構造実態調査は経済センサスー活動調査の間の年にやっていますので、5年に4回あります。経済センサスー活動調査のときは経済構造実態調査をやらないので、そのときは移送しないことになるわけですが、4回移送して5回目に移送しないと、必ず移送するかしないか切り替わる年があります。そうするとそこだけ、ほかは何も変わらなくても、電子調査票を含めて調査用品を作り変える必要があるということです。実際、今年は経済センサスー活動調査を実施しておりますので、調査用品を作り変えていて、去年は経済構造実態調査の回答を使うので、ここは回答不要としていましたけど、今年は必ず書いてくださいと注記した調査用品をわざわざ今年のために作っているのです。このようなケアも必要になるということで、もし、これも含めて当然調査実施者の仕事だと言われればそのとおりではございますけれども、調査実施者に負担がかかっているということで言えば、まさにこのような負担がかかっているということです。

以上が別紙1の御説明でしたけれども、やはり忠実に丁寧に書きますと、長くて分かりづらいということになるので、一般の方により分かりやすいようにという御指示もあった

と理解をしておりますので、負担のみに着目して、負担がどう変わるかに焦点を当てて、ビジュアルに示したのが別紙2です。これは厳密に御説明すると少し長くなるのですが、移送の対象は経済構造実態調査の対象、要するに規模が大きいところがメインになりますので、基本的には上の部分の企業Aがおおむね該当すると理解していただくと、今回の調査変更で、移送の取りやめをお認めいただけるのであれば、追加になるのは総売上高を書いていただくことと、あとその下にある、半導体・光電融合とフュージョンエネルギー、これは科学技術・イノベーション基本計画で追加するものですが、この3つについては御負担をお願いすることになります。一方で今回、大規模のところは、前回や前々回の審議で非常に御議論いただきましたけれども、製品・サービス分野別研究費というかなり負担の重いところを今回思い切って削除させていただく予定なので、これらも含めて、是非御理解を賜ればと思っております。

細かいことを言えば、企業AとB、移送対象かどうかは、厳密には入り繰りがあるのですけれども、大まかに言えば、このような仕上がりだということを御理解賜ればという趣旨で御用意したものです。

一旦我々からの説明は以上です。

○菅部会長 それでは、ただ今の御説明に対し、御質問、御意見をお願いします。いかがでしょうか。松村委員、いかがでしょうか。

○松村委員 御説明ありがとうございます。前回、私からいろいろ質問や意見をさせていただいたところで、今回、別紙1という形で改めて見ると、これをやることによるメリットが非常に多いことは、改めて分かりました。今回のこの御説明も勘案し、移送取りやめは私としては理解するところであります。

あと、謙遜されていましたが、調査実施者の効率化も非常に重要だと思います。そこで5点のメリットがあるので、それはそれでやはり重要なことだと思います。

理解しました。以上です。

○菅部会長 そのほかに御質問、御意見等ありますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいですか。今の御意見を伺いますと、メリットが多いことが理解されたこと、そして、調査実施者の効率化も大変重要という御意見を頂きましたので、今回の御説明を踏まえ、そして、前回も議論をしているわけですが、報告者の負担軽減や調査実施者の事務負担等を考慮して、データ移送の取りやめについては、現時点でやむを得ないものと整理してよいと思いますが、御異論ありますでしょうか、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。では、そのように整理させていただきたいと思います。

なお、後ほど御審議いただく答申案において、データ移送の取りやめの意義とともに、今後の方向性についても言及していきたいと思います。これについては、後ほど答申案の審議の際に、改めて御確認いただき、御意見を頂ければと思います。

それでは、次に、資料2の審査メモの残りの論点について審議に入りたいと思います。審査メモの13ページに進んでいただいて、科学技術研究調査の前回答申時における今後の課題への対応状況について、事務局から御説明をお願いいたします。

○永岡総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 事務局でござい

ます。それでは、審査メモの12ページの末尾にタイトルだけ記載しておりますが、13ページから記載しております。2の統計委員会諮問第154号の答申における「今後の課題」への対応状況についてのところを御覧ください。

本調査には検討課題が指摘されておまして、課題の内容は、13ページの上の枠囲みに記載しております。今後の調査事項の見直しに当たっては、報告者負担の実態を適切に把握した上で、調査事項の削減等の必要性も含めて検討することというものです。

本課題についての背景ですが、前回の見直しにおいて、フラスカティ・マニュアルへの対応等で調査事項が追加されており、それにより、研究開発費に関する把握は充実した一方で、企業側の回答負担が増大しているのではないかという御指摘がありまして、調査事項の削減等を検討するようにといった課題が付いた経緯があります。

今回の見直しにおきましては、第7期科学技術・イノベーション基本計画の策定に対応して調査事項の追加を行う一方で、報告者負担軽減の観点から、削減できる調査事項はないか検討した結果、これまでの部会で御議論いただきましたとおり、今回「製品・サービス分野別研究費」の削除を行うこととしております。

こちらにつきましては、調査票甲（企業A）からは、製品・サービス分野別研究費が削除される一方で、従前の調査票甲（企業B）については、特定目的別研究費や特定技術別研究費が追加されるとともに、特定目的別研究費が3分野から5分野に拡張されて、新たな負担を課すことになることから、引き続き、報告者の負担などを検証した上で、調査事項の見直しを検討する必要があるものとして、今後、報告者負担をどのように検証し、調査事項の見直しをどのように行っていくかという論点を設定しております。

事務局からの説明は以上です。

○菅部会長 それでは、各論点につきまして、調査実施者から御回答をお願いいたします。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 統計局でございます。この論点は、未来の決意表明を求められている感じで、なかなか我々としても困惑をしているところもありますけれども、そもそも前回の答申の課題が、削減を含めて検討することでしたので、私たちは政策のニーズで追加させていただきたいところもあるのですけれども、今回、半世紀続けてきた製品・サービス分野別研究費をこの部会でも惜しまれる議論を多々いただいている中で、相当の判断をして、削減という具体の答えを出しているのです、そこはまず是非とも御評価を頂ければなと思っていますところ です。

その上で、ここで未来の決意表明を求められているので、なかなかどうしたものかと思っていますけど、まず、負担の程度を客観的に検証することをどのようにやるのかがなかなか難しく、例えばアンケートを取るというのもあるかもしれませんが、それ自体がまた負担をかけますので、なかなか簡単なことではなくて、現時点で具体的な検証方法をお答えするのは難しいのですが、負担の軽減というのは本当に永遠の課題だと思っており、重要ですので、見直しに当たっては不断に検討していくしかないのかなと思っています。

ただ、調査事項の削減は文字で書けば7文字ですけど、今の調査事項は本当に厳選して、国内外のニーズを踏まえて、ニーズがあるものは入れているので、削減そのものは少なからず利用者に影響を与える、平たく言うと痛みを伴うので、あまり簡単ではないのです。

頑張ることは頑張るのですが、今般の製品・サービス分野別研究費のところも、この場でかなり御議論いただいておりますし、この場に出す前も、実際に関係府省とかなり議論をしてここに持ってきているので、今後も見直すことは当然重要ですが、見直しに当たっては、もちろん負担を軽減することは一義的に大事ですが、利用者への影響が波及するという双方のバランスをしっかりと考えて、費用対効果の観点から非常に慎重に検討が必要だと考えております。

私からは以上です。

○菅部会長 それでは、ただ今の御説明に対して御質問、御意見をお願いいたします。いかがでしょうか。今アンケートをするとかえって負担が増える、何か御意見ありますか。宮川臨時委員、よろしくお願いいたします。

○宮川臨時委員 宮川でございます。説明ありがとうございます。感想に近いコメントなのですが、確かに記入者負担を軽減するために削減をすることが必要というのは、そのとおりだろうとは思いますが。それで今回、かなり大幅にその製品・サービス分野を削除していただいたところで、これはこれでいいと思うのですよね。ただ、やはり今回のこの一連の部会の中での議論でもあったように、例えば最近であるとＡＩ分野をどうやって把握するかといった話は非常に重要になっていて、さらに、昔とは違う形で研究というもののその内容を把握する必要性が出てきていると。例えばＳＮＡにしても、データそのものがＧＤＰとして含めなくてはならないような話になってくると、そのデータの活用のようなことを考えても結局、研究活動におけるデータの活用方法みたいな話になって、昔とは全く違ってきている部分があるので、今回の議論の中でも製品・サービスの分野のものは、昔ながらのものをずっと続けただけだというお話があったわけですね。

だから、今回それを削除することはやむを得ないと思ったのですが、やはり今後は新たなタイプの研究開発活動に関して、どうやってそれを把握していくか。しかもそのときに、記入者負担をなるべく軽減しながら、企業で何か活動しているものを企業側で把握している帳簿上のものをそのまま書けば、それで回答できるような形にできれば理想的ですが、そう簡単にはいかないかもしれないですが。そのような形で記入者負担を軽減することはもちろんですが、新たな科学技術の姿を的確に把握できるようなことを考えていくこともやはり重要だと思うので、その意味では、単に削減するだけではなくて今後費用対効果の観点から慎重な検討が必要と今書いていただいているのは非常によいことなのかなと思います。是非、今後は新たなタイプの活動を把握できるような姿に中長期的にはやっていただきたいと、今拝見していて思いました。

すみません、感想という感じになっていますが、以上です。

○菅部会長 ありがとうございます。ほかに御意見等ございますか。慎重かつ大胆な感じですが、今コメントいただいた感じだと、今後も記入者負担の削減に取り組んでいただくのだけでも、その中で積極的にＡＩをはじめとする新しい動向を入れるという、ものすごく難易度が高いわけですが、そのようなものを目指してほしいという要望だと思うのです。いかがでしょうか、ほかに御意見等ありますか。非常に難易度が高いような気もいたしますが、過去の答申における今後の対応は適当であるけれども、

今後頑張ってくださいというような、要するに新しい分野を積極的に把握できるような形で、なおかつ報告者負担を減らす方向を目指してくださいというコメントとして整理させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、答申案の審議に移ってよろしいでしょうか。資料4を御覧ください。この答申案ですが、今回申請された変更事項のそれぞれについて、本日審議した前回答申時における今後の課題への対応状況を除き、その内容と部会の審議結果を文章化しております。

審議に先立ち、答申案の取りまとめ方法について説明いたします。まず、事務局から答申案について概要を説明していただきます。その上で、基本的には答申案の順に沿って、部会での審議内容を適切に反映できているか、修正や追記すべき事項はあるかなど、皆さんから御意見を頂きながら御確認いただきます。

そして、最後に全体評価として、答申案冒頭部分の承認の適否について御確認いただきます。

以上のとおり進めたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、資料4に基づき、まず、答申案の全体構成について事務局から御説明をお願いいたします。

○永岡総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 それでは、事務局から答申案の全体構成について御説明をさせていただきます。

こちら、前回の部会において審議は行いませんでしたが、お示しだけさせていただきます。骨子素案に、部会での御審議を踏まえ、作成したものです。

答申案の全体構成ですが、最初に件名として、科学技術研究調査の変更についてと記載し、その下は定型文でして、諮問について審議をした結果、下記のとおり結論を得たので答申すると記載しております。

記と書いてある下のところについてですが、まず、1の本調査計画の変更で、(1)に承認の適否、(2)に理由等という形で整理をしております。(2)の理由等では、これまで部会で御審議いただきました調査計画の変更案について、アの調査事項の変更から、これが1ページから9ページまで続きまして、9ページでございます、カの公表の方法の変更まで、それぞれの項目ごとに調査計画の変更の具体的な内容と、部会での審議結果、部会としての評価という形で整理をしております。

次に、9ページの2、本調査に関する統計委員会諮問第154号の答申における「今後の課題」への対応状況についてです。

こちらは先ほど御審議いただいたところですが、前回、令和3年7月の答申における今後の課題での指摘事項と、それに対する対応状況となります。本日御審議いただいたものですので、これについては、以降の部会としての評価が入る部分については、この資料上はPと、ペンディングという形にしております。

最後に3、今後の課題のところですが、前回までの部会での御審議の中では、明確に課題とされたものはない形かと思いますので、本日の部会の御審議をもって最終確認としていたことから、ここもPという形で記載させていただいております。

答申案の全体の構成について事務局からの説明は以上です。

○菅部会長 ありがとうございました。それでは、承認の適否は最後の全体評価になりますので、最後に御確認いただくこととして1ページの(2)理由等から順に御確認いただきたいと思います。

まずは、調査事項の変更の(ア)調査事項の追加・変更(調査票甲(企業A)、調査票乙、調査票丙)についてです。事務局から御説明をお願いいたします。

○永岡総務省政策統括官(統計制度担当)付統計審査官室副統計審査官 それでは、資料1ページの(2)理由等の下のアの調査事項の変更を御覧ください。ここでは、調査事項の変更について、(ア)から(ウ)まで3つに分けて整理しております。

まず、(ア)調査事項の追加・変更(調査票甲(企業A)、調査票乙、調査票丙)を御覧ください。なお、企業Aとは資本金1億円以上の会社のことです。こちらは、第7期科学技術・イノベーション基本計画において、国家戦略技術領域として指定された6領域における研究費の把握に対応するため調査事項を追加・変更するものです。

変更内容は表1のとおりまとめておりますが、具体的な変更内容については、2ページに進んでいただいて、表の下にaとbという形で記載しておりますが、aとして、半導体・光電融合技術及びフュージョンエネルギー分野を調査事項に追加すること、bとして、区別を明確化する観点から、5分野の名称を特定技術別研究費に変更するというものです。

「まず、aについて」以降のところでは、追加の2分野について、従前からの調査事項では把握はできず、新規で把握する必要があることを記載しております。この下の「なお」以降のところですが、今回追加になりました2分野以外でも、関係府省から新規把握の要望があったものの、これについては、既存の項目で把握可能であることから新設を行わず、追加分野を必要最小限に抑制していることについて説明しております。

「次に、bについて」以降のところでは、名称を特定技術別研究費に変更する理由について説明しております。こちらは利便性向上や統計委員会での意見を踏まえたものです。

続いて「なお」以降のところでは、第1回部会において御審議いただきました重複計上の件ですけれども、従前どおり、区分をまたいでチェックを行わないことについてその考え方を説明したものです。

その下の「また」以降のところでは、追加項目だけではなく、従来から把握しております研究費8分野についても廃止や類似項目の統合の可能性についてゼロベースで検討をし、各府省で利活用状況を踏まえて、統廃合は適当ではないと整理したことについて記載しております。

2ページの最後の「以上を踏まえると」以降のところでは、当部会としての評価を記載しておりますが、これらを踏まえ、本変更は、第7期基本計画において指定された国家戦略技術領域に係る政策ニーズに対応するものであり、適当という形で整理しております。

事務局からの説明は以上です。

○菅部会長 どうもありがとうございました。ここでは、調査計画の変更につきましては、適当と整理しております。この部分について皆様、御意見等はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。成田臨時委員、よろしくお願いいたします。

○成田臨時委員 成田でございます。質問ですが、真ん中辺りの関係府省から「ロボット」

及び「ヘルスケア」の新規把握の要望もあったが、それぞれ既存の「ＡＩ」及び「バイオテクノロジー」に包含される概念と書かれているのですが、ヘルスケアはバイオテクノロジーに包含されるのは、一般的に認められたというか、認識されているのでしょうか。私が認識不足なのか分からないので、御質問です。

○菅部会長 それでは、これにつまましていかがでしょうか、御回答可能でしょうか。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 ヘルスケアが含まれるかどうかですが、これは実際、要望の省庁からヘルスケアでどのようなことを取りたいのかを聞いたところ、今、我々はバイオテクノロジーとして、少し読み上げますけれども、「知識、商品及びサービスを生産するために、生体材料又は非生体材料を変更するための、生体並びにその一部、産物及びモデルへの科学技術の適用に関する研究」と、バイオテクノロジーというものを少し広めに定めているのですけれども、おおむねこの範囲に入ることは御了解いただいているところです。

○成田臨時委員 関係省庁に御確認いただいているんですね、そうであれば大丈夫だと思います。ありがとうございます。

○菅部会長 ほかにございますか。ＡＩ分野の方は、ＡＩ搭載ロボットを含むという注意書きが入ったわけですね。こちら側は入っていない。つまり、バイオテクノロジーの分野に「ヘルスケアを含む」とは書いてないので、並列的な処理ではない感じになっていますね。その点はいかがですか。つまり、ここの本文でロボット、ヘルスケアの新規の要望があったが、包含される概念と考えられることなどから新設を行わず、ＡＩ分野に注意書きが入ったわけですね。バイオテクノロジーの方は注意書きが入らなかったのだけれども、説明は可能ですか。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 ロボットに関しては、科学技術・イノベーション基本計画では、いわゆるフィジカルＡＩ、ＡＩ系ロボットが出ているのですけれども、ＡＩに限らず広い概念でロボットを把握してほしいといった要望もありました。その後、今の科学技術・イノベーション基本計画では、ＡＩ搭載ロボットのことをメインに言っているだろうということと、かつそのＡＩ搭載ロボットというのは、今のＡＩには入っている概念だろうということを理解いただきつつ、そうであればロボットを含むことを明確にするために、「ＡＩ搭載ロボットを含む」と入れた経緯があります。

一方でヘルスケアの方は、今の調査事項に入っているということで、調査事項を変更するまでには至らなかったということです。

○菅部会長 そうすると、ロボットに関して文言は後で少し考えていただきたいのですが、突っ込んだ議論が行われたので、特に注意書きを追加したという文言を本文に入れるのはいかがでしょうか。ヘルスケアは特に議論なかったとあえて書く必要はないと思いますが、ロボットに関しては突っ込んだ議論が行われたので、注意書きを追加したと文言を追加すれば、ここでの対応は明確になると思います。文言については、後で詰めるという形にしたいと思います。

ほかに御意見、御質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、成田臨時委員から示された意見を踏まえ、答申案に括弧書きが入った経緯を

追記して修正したいと思います。文案につきましては、私と事務局で早急に取りまとめ、追ってお示しし、御確認いただきます。

それでは、次に参りたいと思います。

次に、3 ページの（イ）調査事項の追加（調査票甲（企業B））についてです。事務局から御説明をお願いいたします。

○永岡総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 続きまして、3 ページの（イ）調査事項の追加（調査票甲（企業B））を御覧ください。こちらは、調査票甲（企業B）において、継続8分野及び新5分野を新たに調査事項として追加するものです。企業Bとは、資本金1,000万円以上1億円未満の会社を指すものです。

変更の必要性について、「これについて」以降のところで記載しておりますが、近年の制度改正によって資本金が小さくても事業規模の大きい企業が少なからず存在していること、スタートアップ支援を含む関連施策の企画立案・実施や国際比較等の観点から、本調査の調査結果を求められる役割が高まっていることを踏まえ、精度の高い基礎資料を提供するためには資本金規模によらず把握する必要があるということを説明しております。

続いて、「なお」以降のところで、本項目は複数の分野にまたがる研究についても特段の調整をする必要がない設計のため、企業規模によらず回答可能であるとし、企業会計に詳しい有識者からの賛同も得ているということを記載しております。

最後に、当部会としての評価について、「以上を踏まえると」のところですが、本変更は、我が国全体の研究開発の実態をよりの確に把握し、科学技術・イノベーション基本計画の進捗・成果の把握や、国際比較可能性の向上に資するものであり、適当と整理しております。

事務局からの説明は以上です。

○菅部会長 ありがとうございます。ここでは調査計画の変更につきましては、適当と整理しております。この部分については、いかがでしょうか、御意見、御質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特段の御異論もございませんでしたので、御了承いただいたものと整理したいと思います。

次に、3 ページの（ウ）調査事項の削除（調査票甲（企業A））についてです。事務局から御説明をお願いいたします。

○永岡総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 続きまして、3 ページの（ウ）調査事項の削除（調査票甲（企業A））を御覧ください。こちらは調査票甲（企業A）において把握していた、製品・サービス分野別研究費について調査事項から削除するものです。

「本調査事項は」のところですが、国際的にもその有用性が認められていることを記載し、続いて、「しかしながら」として、現状、国際比較の観点からOECDが求められている粒度に対応できていないため、OECDへの結果提供は行っていないこと、国内に目を向けても利活用が相対的に少ない現状にあり、本調査結果を利活用している関係府省にも、本項目を削除することについて差し支えがないことを確認していることを説明しております。

続いて、「一方」以下のところでは、先ほど御審議いただきましたように、本調査には、調査事項の削減を検討するよう今後の課題が付されていること、本項目は、研究開発費を製品・サービス分野ごとに分類して回答する必要がある、報告者に相当の負担が伴うものになっていることを記載しております。

続いて、当部会としての評価ですが、下から4行目の「以上を踏まえると」のようになりますが、本変更は、報告者負担の軽減に資するものであり、また、重要なデータが把握できなくなることの懸念がある一方、利活用状況が相対的に低調であり、関係府省へのヒアリング等により確認した上で削除するものであることから、報告者負担の軽減の観点から削除するものであってやむを得ないという判断と整理しております。

続きまして、4ページになりますが、部会審議において、委員の方々から御意見を頂いたものについて2つ記載させていただいております。

1点目が宮川臨時委員からの御意見でしたが、利活用が低調な背景には、現行の製品分野を中心とした分類が時代に即していない可能性があり、中長期的に見直しを検討すべきではないかといった御意見。

続いて2点目としまして、長谷川委員からの御意見でして、産業と製品・サービスのマトリックスは生産性分析等において重要なデータになっているのではないかという御意見でして、こちらは最後に調査実施者からの説明として、今後、諸外国の対応状況のリサーチも含めて中長期的に研究するとの説明があったことを記載しております。

事務局からの説明は以上です。

○菅部会長 どうもありがとうございました。ここでは調査計画の変更については、やむを得ないと整理しております。この部分についてはいかがでしょうか。御意見、御質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。ここは何かありますでしょうか、調査実施者から。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 1点だけ確認させていただきたいのですが、この製品・サービス分野別の削除はやむを得ないという御判断についてです。統計委員会の御判断に関して我々は何かを言う立場ではないですけれども、そもそもこれで対象としているのが、前回の統計委員会で頂いた「調査事項を削除も含めて検討する」ということに対する具体的な答えを出している部分でして、それについて我々は、負担が重くて、しかも利活用が低調なことをかなり多角的に証明しているので、それを削除することは、本来、歓迎されるべきものではないかなと思っているのです。

利活用される立場から、いろいろな御懸念を示されているのはもちろん理解できますし、それをもってやむを得ないということも理解はできるのです。潜在的な利用者がいるとすれば、触らないで済むのであれば、触らないでおけば一番無難だったわけですがけれども、統計委員会御自身が出された「調査事項の削減を含めて」という宿題に対して我々は真摯に向き合って、かなりいろいろな検討を重ねて削除に踏み切るという判断をしているので、そういった視点から御評価を頂けないとなると、この場で言う話ではないかもしれないですけれども、今後の改革マインドというか、そのようなものをそいでしまうというか、私は管理職ですけれども、職員の士気にも関わる話だと思います。我々は御判断に対して何

も言う立場ではないですけど、やむを得ないという御判断は、答えを出したことに關する評価がないのは、私どもとしてはなかなか納得し難いと思います。

○菅部会長 了解しました。私も前回の部会の際に、いたのだと思いますが、すみません、私がよく覚えてないところの問題なのですけども、これについていかがでしょうか、御意見等ございますか。

そうですね、そうするともう1回確認ですけども、前回のその部会では削除することを含めて検討せよという課題が出ていたのですね。宮川臨時委員、御発言をお願いします。

○宮川臨時委員 宮川です。よろしいですか。

○菅部会長 お願いします。

○宮川臨時委員 すみません、今のところで御説明いただいたときに、私からの発言を反映していただいて書いていただいたところがあって、今画面に出ている、利活用の低調の背景には、現行の製品分野を中心とした分類が、時代に即していない可能性があり、より実態に即した分類への見直しを中長期的に検討すべきではないかというところがそれだと言っていて、そのとおりだと思うんですけど、今のお話も含めて考えたときに、私自身の思いとしては、利活用が低調な背景に現行の製品分野を中心とした分類が、時代に即していない可能性があるので、これを廃止することについては基本的に賛成です。

ただ、今後はということで、より中長期的に検討すべきではないかということと言ったつもりだったので、今の調査実施者からのお話と併せて考えると時代に即していないので、これを削除することについてはよいと思うとか賛成であるがといったような、少しポジティブな意見を入れていただいた方が私自身の発言した実態に合っているかなとは思いましたので、もし必要であれば、そのようにしていただければと思いました。

以上です。

○菅部会長 ありがとうございます。そして、長谷川委員がもう一つの点についてコメントなさっていらっしゃいますが、長谷川委員、もしこれに関して御発言ありましたら、お願いいたします。

○長谷川委員 どうもありがとうございます。今、山形課長からの懸念も、確かに言われてみれば統計委員会との審議の関係では、実務者の思いといいますか、そこが懸念されるということであれば、確かにやむを得ないというのはなかなか、ここはどうでしょうか、このような答申の文章として、結構使われる表現なのでしょうか。

そのような懸念があるようでしたら、妥当であるというような形にしてもいいのかなと思います。今山形課長からの御指摘を踏まえて思った感想です。

以上です。

○越総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官 事務局です。一応もともとこの部分のやむを得ないという表現は、前回の部会での審議の流れの中で評価いただいたものであり、それを受けまして答申案において、やむを得ないという形で評価させていただいた部分だと理解しております。その上で、まずは今の長谷川委員からの御質問に答えますと、やむを得ないというのはよく使う用語であるとは思いますが。また、この部分の評価については、さきほど、宮川臨時委員と長谷川委員から御意見を頂きましたの

で、頂いた御意見も勘案して再度部会長と御相談するというのが一つあると思います。もう一つ申し上げると、9ページで、前回答申の今後の課題への対応状況について、一応Pという形になってはいますが、この部分において、前回の課題について、どのような評価をするか記載する部分があると考えます。この部分において、調査実施者の努力について言及することも可能だと思いますので、そのようなことも併せて部会長に御相談するのかなと思います。

一応必要な要素を挙げますと、繰り返しになりますが、今申しましたこの（ウ）の部分の評価と、第2回までの審議の流れ、さきほどの宮川臨時委員と長谷川委員から頂いた御意見、それから、9ページの前回答申の今後の課題の対応状況と、こちらを全部横に並べた上で、どのような評価をするかということについて部会長と御相談させていただければよろしいのかなと思っております。

以上です。

○菅部会長 了解です。一つは今の調査実施者からの意見として、要請されたものをやったのだから適当でしょうと、一言で言うとそのような話だと思うのです。それはそのとおりだと思うので、適当であるという判断はやはりそちらがいいか。どちらかという意見の方を今後の課題の方に持っていく、今後の在り方についてこのようなものも考えてくださいという部分に持っていくことはできますので。

○越総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官 今回の調査実施者の今のお話を今後の課題の方で評価するという意味でよろしいでしょうか。

○菅部会長 こちらでは、要するにそもそも要請されたものなので、適当である。

○越総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官 整理の問題なのだと思いますけれども、もともと要請されたというのは、前回答申の中での今後の課題とされたものに対して対応したという部分。これについては、調査実施者が今おっしゃられたとおり、統計委員会からの要請に真摯に対応いただいたことを記載するというのは、まず一つあると思います。

その上で、答申案（ウ）において、やむを得ないと書いてある部分について、今頂きました宮川臨時委員と長谷川委員の御意見も踏まえて、それから、前回までの議論を踏まえてやむを得ないという表現が妥当かどうかを考えるということかなとは思いますが、

○菅部会長 だから、（ウ）のところで、やむを得ないという感じではないのです、確かに。そのことから、適切な対応をしたものと判断するとか、適当であるという表現が妥当だと。以上に関して意見があったということは問題ないですね。「企業側の負担を考えれば致し方ないと思うが」はなくてもいいかなという感じが少ししないでもなくて、そうするとかみ合わないから、それから、「産業と製品」以下、「データとなっているのではないか」という意見があったというふうにして、「それに対して」以降の「中長期的に研究する」というのは、意見があったととどめるという考え方はありますよね。それでもよろしいですか。

今の整理としては適当であるとし、なお、以上に関して委員から意見があったというのはやはり書いた方がいい。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 もちろんです。ファクトなので、これを書いていたことは全くいいですけども、今の中に何らポジティブな記載がないというところに私としては納得してないと申し上げているだけで、その最後の判断のワーディングをどうするかは、統計委員会の御判断で、私たちが述べるつもりはないのですけれども、きちんと宿題に答えて、要はリスクを負った上で我々はかなりの判断をしているので、そこに対する歓迎されるべき対応についての評価がないということ自体に、私としては、本来、立場を超えた発言で大変恐縮ですけども、異議を申し上げさせていただいたと。

○菅部会長 大学の教員としては、Aが付くと思ったらCが付いたみたいない感じですね。だから、このSを付けろというのはさすがに無理だと思うのです。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 だから、最後のワーディングが「やむを得ない」というのは、そこは本当に統計委員会がどう判断するかの話で、私がタッチするお話ではないのですけれども、この中に答えを出したことに対する部分が一つもないというところが、私たちの仕事を進める上で少し、というふうに申し上げたところです。

○菅部会長 適切な対応をしたと評価するという感じでしょうね。

○越総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官 一応それについての記載ぶりも含めて整理をさせていただいて、あと、先ほど申しましたとおり、前回答申に対する対応のところの評価もPになっていますので、そこに今回対応いただいたこと、今の調査実施者の方でしっかり努力いただいたところも含めて、委員の方々から後ほど御意見を頂くということで、それを踏まえて今はPになっているところをどう書くか考えるということだと思います。

○菅部会長 了解しました。そのような形で整理させていただいていかがでしょうか、それでよろしいでしょうか。この後、最後にまた議論することになるわけですね、そのPのところ。

○越総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官 この後、前回答申に対する取組について、答申案の中でどのように書くかというところで、今現在Pという形になっておりますので、これについて今議論をした内容も含めて、委員から御意見を頂いて、その上でこの記載の方向性について了承を得るような形かなと思っております。

○菅部会長 了解しました。では、そのような形で整理させていただきたいと思います。

次に、4ページのイ、調査対象の範囲の変更の（ア）調査票甲（企業A）及び調査票甲（企業B）の統合に伴う変更についてです。事務局から御説明をお願いいたします。

○永岡総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 4ページのイ、調査対象の範囲の変更の（ア）調査票甲（企業A）及び調査票甲（企業B）の統合に伴う変更を御覧ください。

こちらは、従来資本金規模により区分していました企業A及び企業Bについて、調査事項の見直しにより、両者に対する調査項目が同一となることから、調査票を統合し一体的に実施するものです。

調査項目が同一になる具体的な内容は表2でまとめております。当部会としての評価ですが、表の下になりますが、これについては、企業A及び企業Bの調査項目が同一となる

ことから調査票を統合し、調査実施の合理化を図るものであり、統合そのものが推計方法等に影響を及ぼすものではないことから適当と整理しております。

事務局からの説明は以上です。

○菅部会長 ここでは、調査計画の変更につきまして適当と整理しております。この部分については、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特段の御異論もございませんでしたので、御了承いただいたものと整理させていただきます。

次に、4 ページの（イ）大学等出資会社を悉皆調査とする取扱い取りやめにつきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○永岡総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 4 ページ下にございます（イ）を御覧ください。こちらは調査票甲（企業A）において、令和4年調査から悉皆調査として調査を実施していました大学等出資会社について、悉皆対象としての取扱いを取りやめ、通常の抽出条件に戻すものです。

大学等出資会社については、大学等出資会社への研究資金の流れを正確に把握する必要があるとの行政ニーズに対応するため、令和4年調査から悉皆対象として調査を実施していたものです。

続いて、5 ページの「しかしながら」以降に記載しておりますが、表3のとおり、これまでの調査において、大学等出資会社の調査対象企業数は極めて少なく、表章可能な数に達していないこと、今後増加する可能性はあるものの、現時点でその蓋然性が高いとは認められないこと、関係府省から取扱いの継続の要望もないことから、ほかの企業等と同様の扱いに戻すこととしたものです。

表3の下「これについては」のところですが、研究活動を行っている大学等出資会社が極めて少なく、集計結果が表章不可となっている状況にあること、内閣府とも調整済みであることから、適当という形で整理しております。

事務局からの説明は以上です。

○菅部会長 ありがとうございます。ここでは調査計画の変更につきまして、適当と整理しております。この部分についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

これも特段の御異論もございませんでしたので、御了承いただいたものと整理いたします。

次に、5 ページのウ、調査方法の変更の（ア）経済構造実態調査からのデータ移送の取りやめについてです。この部分につきましては、本日も議論したところですが、事務局に指示して、第2回部会の議論を踏まえた内容を答申案に記載しております。事務局から御説明をお願いいたします。

○永岡総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 続きまして、調査方法の変更の（ア）経済構造実態調査からのデータ移送の取りやめを御覧ください。

こちらは、調査票甲において、令和4年調査から実施していた経済構造実態調査からの資本金、事業の種類及び総売上高の3項目のデータ移送を取りやめ、本調査において把握することを計画するものです。図1に、現行調査票におけるデータ移送3項目を示してお

ります。

続いて、6 ページに進みまして、取りやめる理由について a から c までで説明しております。a には、データ移送対象企業約7,000について、経済構造実態調査の調査票の回収スケジュールの影響もあって、約半数について、本調査の調査票の受付からデータ移送まで1か月以上、約2割が3か月以上の時間を要しており、これには集計に間に合っていない1割強が含まれていること。

b としまして、データ移送まで時間がかかっているため、本調査の調査票の受付後、速やかな疑義照会が行えず、回答内容を忘れたため再確認の負担が生じたとする報告者の反応があるほか、データ移送対象企業が毎年変動することに伴い、回答の要否が毎年変わることへの問合せも生じていること。

c としまして、集計に間に合わない約1割について、データを補完せざるを得ない状況となっており、審査集計事務の負担や結果精度へも影響も無視できない状況にあることを記載しております。

続いて、「また」以降で、データ移送取りやめの代替措置について説明をしております。①として、3項目のうち2項目についてはプレプリント事項とすること。②として、残り1項目である総売上高については、報告者に回答いただく必要があるものの、一般に決算資料から転記可能であり、相対的に報告者負担の増加は小さいこと。③として、これまでデータ移送の対象でなかった調査票乙についても、新たにプレプリント事項を設けることによって、報告者全体としての負担軽減を図ることとしております。

続いて表4の下にある「これについては」以降で、当部会としての評価になりますが、こちらは、本日調査実施者から追加説明がございましたメリット、デメリットを基にまとめたものです。

データ移送を取りやめることにより、報告者には新たな回答作業は生じるものの、i として、報告者において、疑義照会の遅延の解消や回答項目の固定化といった負担の軽減。ii として、調査結果の利用者においては、欠測値の解消による結果精度の向上。

7 ページに進みまして、iii として、調査実施者においては、データ移送作業や管理事務等に係る事務負担の軽減などが期待されとし、これを考慮すると、現時点においてデータ移送を取りやめることはやむを得ないと判断すると整理しております。

判断にPとしておりましたのは、本日調査実施者からの追加説明を残していたためです。

最後の「なお」のところでは、部会長と御相談させていただいて、データ移送の今後の方向性についての記載を入れております。経済構造実態調査からのデータ移送の取組自体、本調査の範囲を超えた制度的な課題であること。今後、デジタル技術の急速な進展等が期待されることを踏まえ、記載を入れさせていただいています。

事務局からの説明は以上です。

○菅部会長 どうもありがとうございました。ここでは、調査計画の変更については、やむを得ないと整理した上で、データ移送の取組は本調査の範囲を超えた制度的な検討課題であり、報告者の回答負担や事務負担を考慮しつつ、今後のA I 等デジタル技術の進展やデータ利活用の推進によるワンストップ化の可能性を踏まえ、引き続き検討する必要があります。

ることを記載する形としています。この部分についていかがでしょうか、御意見等ございましたら。松村委員、いかがでしょうか。

○松村委員 ありがとうございます。特段異論はなく、このままで私は結構です。特に、「なお」以降のところにかかれていることはまさにそのとおりだと思いますので、是非引き続き検討をお願いできればと思っております。ありがとうございます。

○菅部会長 どうもありがとうございます。ほかに御意見、御質問等ありますでしょうか。よろしいですか、御意見ありますか。それでは成田臨時委員、よろしくお願いいたします。

○成田臨時委員 成田でございます。前回、資本金の件を申し上げましたが、こちら6ページの①に、変更のある場合のみ回答作業が発生するものとしていますが、基準日が確か6月1日とおっしゃいましたよね。なので、もし問合せがある場合には、問合せを受けつつ、変更のある場合に回答をするということであればよろしいと思います。

○菅部会長 これについて御回答、そのままでよろしいですか。ほかに御意見、御質問等ありますでしょうか。データ移送すれば、負担が軽減されますと言って導入したのだけど、思ったより効果がなかったということになってしまったと思うのですよね。この点はそうなのだけどもという話がやはりあると思うのです。そうなのだけどもというのはやはり、期待させてしまったところが相当あるので、今後の技術発展でうまいこといったらいいねということがあると思うのです。

ということで御同意いただけたということなので、このまま了承いただいたという形で整理させていただきたいと思います。

続いて参りたいと思います。7ページの（イ）、オンライン調査を中心とする記載への見直しについてです。事務局から御説明をお願いいたします。

○永岡総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 7ページ、（イ）オンライン調査を中心とする記載への見直しを御覧ください。

こちらは、本調査のオンライン回答率が約8割に達している現状等を踏まえ、調査計画における調査方法の記載を、オンライン調査が主な調査方法であることを明記した記載に変更するものです。本調査のオンライン回答率は表6のとおり、令和4年調査の63.6%から令和7年調査では79.0%まで上昇しており、このうち政府統計オンライン回答サポート対象企業について見ると、令和7年調査では88.4%に達しているとのことです。

表の下「なお」のところですが、引き続き紙の調査票で回答している報告者も一定数存在していることから、報告者の状況に配慮した対応を行うとしているとのことです。

最後に当部会としての評価ですが、これについては、オンライン回答率は約8割に達している現状等を踏まえて、調査計画の記載内容を変更するものであり、また、紙の調査票で回答する報告者に対しては、引き続き配慮した取組が行われることから、適当という整理をしています。

事務局からの説明は以上です。

○菅部会長 ここでは調査計画の変更につきまして、適当と整理しております。この部分につきまして、御意見、御質問等ありますでしょうか、よろしいでしょうか。

特段の御異論もございませんでしたので、御了承いただいたものと整理させていただきます。

ます。

次に、8 ページのエ、集計事項の変更についてです。事務局から御説明をお願いいたします。

○永岡総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 8 ページのエ、集計事項の変更です。こちらは調査事項の見直し等に伴い集計事項の整理を行うとともに、利活用が低下した分析表を削減するものです。

集計事項の整理については、今回の調査事項の見直しに対応するものであり、適当と整理しております。

続いて「また」以降のところですが、分析表の削減については、31表から16表へ整理することを計画しており、以下の状況を踏まえたものとして3点記載しております。1 ポツとして産業細分類は223区分ございますが、産業細分類別の結果については、標本設計上の層化基準の産業区分、こちらは40区分でございます。より相当な細かい表章であるため秘匿も多く、統計精度が粗くならざるを得ない状況にあること。

2 ポツとして、中小企業に限定した分析表においては、現在は引用を確認できない状況にある上、本調査では、資本金1,000万円未満の企業は対象外となっており、中小企業の実態を見る上で大きな制約があること。

3 ポツとして、継続企業に限定した分析表についてはニーズが低下しており、e-Statでのダウンロード件数も少なく、その他の利活用も確認されないことを挙げております。

最後に「これについては」以降で、当部会での評価ですが、利活用状況等を踏まえた対応であり、本調査結果を利活用している関係府省に対して確認した上での対応とのことであることから、適当と整理しております。

事務局からの説明は以上です。

○菅部会長 ここでは調査計画の変更につきまして、適当と整理しております。この部分については、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、特段の御意見がございませんでした。御異論もございませんでしたので、御了承いただいたことと整理いたします。

次に、8 ページのオ、調査の実施期間の変更についてです。事務局から説明をお願いいたします。

○永岡総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 オの調査の実施期間の変更を御覧ください。こちらは、政府統計オンライン回答サポート対象企業の回答期限を6月下旬から7月中旬に延長し、調査の実施期間を5月中旬から7月中旬に統一するものです。具体的な変更内容は、表7にまとめております。

変更の理由については、表の下から9ページにかけて記載しておりますが、例年、一定数の企業から、6月下旬までは繁忙期のため、7月に回答させてほしいとの連絡を受けることから、回答期限を経済構造実態調査と同様の7月中旬とすることにより、こうした事情を抱える企業における繁忙期を回避し、確実な回答の確保に資するとしております。

当部会としての評価ですが、これについては報告者負担に配慮した変更であり、また、同時・統一的に実施している経済構造実態調査においても、令和9年調査から回答期限を

7月中旬に延長することとしており、整合性を図る観点からも適当と整理しています。

事務局からの説明は以上です。

○菅部会長 ここでは調査計画の変更につきましては、適当と整理しております。この部分につきましては、いかがでしょうか。

それでは、特段の御異論もございませんので、御了承いただいたことと整理いたします。

次に、9ページの力、公表の方法の変更についてです。事務局から御説明をお願いいたします。

○永岡総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 9ページの力、公表の方法の変更を御覧ください。

こちらは、これまでe-Statと印刷物で調査結果を公表していたところ、印刷物による公表を廃止するというものです。変更の理由としましては、e-Statにおいて全ての統計表を公表しており、また、総務省ホームページには結果の要約、結果の概要等、印刷物で公表する全ての情報を掲載しているためとのことです。

当部会としての評価ですが、これについては、利用者への影響も小さいものと想定されることから適当と整理しております。

事務局からの説明は以上です。

○菅部会長 どうもありがとうございました。ここでは、調査計画の変更につきましては適当と整理しております。この部分についてはいかがでしょうか。

これも特段の御異論がございませんので、御了承いただいたことと整理させていただきます。

そして、9ページの2、本調査に関する統計委員会諮問第154号の答申における「今後の課題」への対応状況についてです。これにつきましては、本日の審議を踏まえた取りまとめの方向性について御審議させていただきたいと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○永岡総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 9ページの「今後の課題」への対応状況についてのところを御覧ください。

繰り返しになりますが、本調査においては、統計委員会諮問第154号の答申において、「今後の調査事項の見直しに当たっては、報告者負担の実態を適切に把握した上で、調査事項の削減等の必要性も含めて検討すること。」と指摘されております。

これについては、調査実施者は、第7期基本計画への対応として調査事項の追加を行う一方で、利活用状況が相対的に低調であり報告者への相当の負担を課していた「製品・サービス分野別研究費」を削除することとしたとしております。

また、先ほど御説明もありましたけれども、報告者負担の軽減は重要な課題と認識しており、調査事項の見直しについては、不断に検討していくとの御説明もあったところです。

最後に当部会としての評価ですが、こちらは本日御審議いただいたものですので、ここには記載できておりませんが、先ほどの御議論の中で調査実施者の対応について真摯に対応したというお話もありましたので、そのような評価も含めてここの中で落とし込むような形になろうかと思います。

事務局からの説明は以上です。

○**菅部会長** どうもありがとうございました。本日の審議を踏まえますと、政策ニーズへの対応と必要性を精査した上で調査事項を追加する一方、利活用状況及び報告者負担を踏まえて、製品・サービス分野別研究費を削除することとしていることから、今後の課題への対応状況については、適当と整理できるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

これにつきまして、御意見、御質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これにつきましては御了承いただいたと整理したいと思うのですが、宮川臨時委員、長谷川委員の順番に御意見をお願いできたらと思います。

○**宮川臨時委員** 宮川です。特に何を書いてほしいとか、これでは駄目だということはないので、このとおりでよろしいのではないかと基本的には思いますが。

○**菅部会長** ありがとうございます。長谷川委員、いかがでしょうか。

○**長谷川委員** ありがとうございます。私もこの部分、今の2のところよろしいですか。

○**菅部会長** はい、2の部分のみです。2の部分について適当と、前回答申の今後の課題への対応状況につきまして、どのような話になっているかという、政策ニーズへの対応として必要性を精査した上で、調査事項を追加する一方、利活用状況及び報告者負担を踏まえて、製品・サービス分野別研究費を削除することとしていることから、今後の課題への対応状況については、適当と整理するということです。

○**長谷川委員** ありがとうございます。私もこちらで結構です。

○**菅部会長** ありがとうございます。それでは、確認ができましたので、御了承いただいたものと整理いたします。まだ意見ございましたか、調査実施者。

○**山形総務省統計局統計調査部経済統計課長** 私から意見を申し上げる立場ではないのですが、今この部分、部会長からの御説明で私どもは非常にありがたいと思っているのですが、それでも、「なお」以降の記載は、未来の話であって、これも含めて「これについては」となるのは少しおかしいと思っていて、つまり今の部会長からの総括のとおり、今回の取組については適当と整理されていて、そうであれば多分、「削除することとしたとしている。これについては」という評価を頂いた上で、「なお」ではないかなと思いますが、出過ぎた御意見で申し訳ございません。

○**菅部会長** 文案については、私と事務局で早急に取りまとめ、追ってお示し、御確認いただきますと書いてありますので、そこは前後の関係のつながりは確認させていただきます。方向性としては、そのような形で整えます。それでよろしいですね。

次に、9ページの3、今後の課題についてです。本項目については、第2回目の審議において、今後の課題として特段示されたものがないことから、現時点ではPとしておりますが、いかがでしょうか。御意見、御質問等ありますでしょうか。

それで、これにつきましては、先ほど宮川臨時委員が、一つの可能性を御指摘いただきましたが、これだと製品・サービス分野の復活につながってしまうので、少し具体的過ぎる感じはするのです。どうでしょうか、宮川臨時委員、今後の課題について、御意見等ありますでしょうか。一つは宮川臨時委員の意見があるのですが、これだと。

○**宮川臨時委員** すみません、これだとおっしゃっているのは、さきほど私が申し上げた、

例えばA Iの話とかS N Aでデータがという話をおっしゃっているということでしょうか。

○菅部会長 そうですね、今後の意見として御提示なさったのは宮川臨時委員です。

○宮川臨時委員 これだとおっしゃったのは。

○菅部会長 4 ページ目で示された「利活用が低調な背景には、現行の製品分野を中心とした分類が、時代に即していない可能性があり、より実態に即した分類への見直しを中長期的に検討すべきではないか」のところですよ。

○宮川臨時委員 その話ということですね、分かりました。

私自身は現行分野を中心とした分類について、今回削除したものを復活してほしいという思いは全くなく、そのまま復活することはむしろ意味がないと思っています。時代に即していないので、削除は妥当であるというのが基本的な私の考えです。ただ、それとは別に、研究活動の中身がA Iだったり、ほかの状況の変化によってかなり変わってきたりして、さらに、経済統計として、統計データとして把握しなければいけないものも、利用者側のニーズというか、その把握すべきもののニーズも変わってきているので、それに即したように中長期的に検討したほうがよいでしょうというのが今日先ほども申し上げたことですし、ここに書いていただいたことでもあります。ですから、先ほど少し修正をさせていただいてもいいのではないかと申し上げたのは、あくまでも今回削除したものは時代に即していないので、それはもう削除で妥当ですよということですよ。

一方で、新たな分野、新たな技術のようなものを反映する、あるいは新たな利用者側のニーズというか、統計として把握したいもののニーズを酌んだ上で、検討すべきというその2つに分けていただくほうがいいのかなとは思っています。そのときに、別に具体的に何をやるという課題までは、当然そのようなことはまだ書けないと思いますので、今後の新たな研究活動の把握のニーズに適したものを検討すべきだというぐらいのことを、私としては申し上げたつもりです。

ですから、確かに今映していただいている文章だと一体化してしまっていて、削除したものを検討してもう1回復活させるべきという話に見えてしまう感じもあるのですけれども、それをそのまま復活させるなんてことは全く考えておりませんので、その辺り少し分けて書いていただいたほうがいいかなという気もします。もし今後の課題として載せていただくのであれば、そういった形で、具体的に何をしてほしいというよりは、やはり研究活動の中身の変化と、それから、経済統計として把握すべきもののニーズの変化に対応してというようなことを書いていただくのがよろしいかなと個人的には思います。

すみません、よろしいでしょうか、御質問の意図に合っているかどうか少し分からないのですが。

○菅部会長 ありがとうございます。そうすると、課題としては具体的に立てるのはかなり難しい感じがいたしますので、課題は設けないということで。

今確認したところ、具体的な課題がないのであれば、課題を設定しないことが可能だということなので、今回に関しては今後の課題は設けないこととしておりますが、いかがでしょうか、宮川臨時委員、そのような形でよろしいでしょうか。

○宮川臨時委員 現段階でこれを入れるということまで、その検討ができているわけでは

ないので、逆に課題に具体的なことを書いてしまうと、それが制約になってしまうのであればなくてもいいとは思いますが、ただ何もないのがいいのかどうかは、私には分かりかねますけれども。

○菅部会長 具体的ではないので、入れてしまうとやはり制約になってしまいますので。

○宮川臨時委員 具体的な課題を入れていただきたいという要望はないです。ただ、時代に即したものにしていく必要があるぐらいのことは、私自身は思っていますけれども、ただ、それは具体的な話ではないので、それは入れるべきではないと言われれば、それではいいかと思っております。

○菅部会長 荒木臨時委員、よろしくお願いいたします。

○荒木臨時委員 答申案の7ページの（イ）の前のところに、「今後、A I等のデジタル技術の急速な進展や」という一文があるのですけれども、大変良いと思って拝見しました。なぜかといいますと、今回様々な負担軽減のために調査事項を削除していくことは、どちらかというの後退をするような印象を受けてしまいます。調査事項を削除することで状況が改善されることはよく分かるのですが、やはり何かをやめるだけとなると、削除されるものは重要ではない情報なのかなと思ってしまいます。先ほどの宮川臨時委員の御意見もございましたし、ここに書かれているA I等のデジタル技術の進展を踏まえ、今後このような課題を考えていまいしょうという趣旨について、統計委員会で検討すべきことかどうか分からないのですけれども、例えば今回のデータ移送の取りやめは、現行の運用をよりよくするものであり、よいことだと思いますが、他方、A Iの利活用などの観点から、例えば複数の調査に共通する調査事項をワンストップで把握することを含むデータ連携の在り方については、今後、デジタル技術の進展も踏まえ、引き続き検討していくというような一文があるとより前向きなものになるのではないかと思います。

このような一文は付け加えなくてもよいのかもしれませんが、単に負担や様々な要望を踏まえて調査事項を廃止するというだけではなくて、データを前向きに有効活用し、より効率的に調査を実施することも考えているということを一言加え、それについては、我々も引き続き検討していくということを書いたらよいのではないかと思います。私は初心者ですので、そのようなことは書かない方がよいのかもしれませんが、そのように感じました。

以上です。

○菅部会長 どうもありがとうございます。これにつきまして、ほかの方はいかがでしょうか、御意見等ありますでしょうか。今、事務局と話をしているのですが、確かに7ページにその文章がありまして、そのデータ移送の取組については、もう難しいという判断になってきていると思うのですね。

今後、A I等のデジタル技術の急速な進展や政府におけるデータ利活用の推進が期待されることから、データ把握のワンストップ化まで書いてしまうかというのは少し…。

○越総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官 事務局ですが、ワンストップ化というのは、データ移送の取組に対応する話なので、仮に、課題の中でデータ移送に限らず、このA I等のデジタル技術の急速な発展云々という話を入れるという

ことであれば、このワンストップ化という話だけではなくて、もう少し違う形で入れるのが、さきほど荒木臨時委員がおっしゃられた趣旨に合うのかなと思います。もしこのデータ移送に関して、データ把握のワンストップ化について課題として入れるのであれば、委員の皆様の御意見次第ですけれども、ここに記載されている部分を課題にするというのも、あるかなと思っております。

以上です。

○菅部会長 これについていかがでしょうか、荒木臨時委員いかがでしょうか。

○荒木臨時委員 ありがとうございます。私も特にワンストップ化にこだわっているわけではなく、今おっしゃってくださったとおりの意見です。全体的な観点から申し上げたものです。

○菅部会長 ありがとうございます。調査実施者から。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 調査実施者から申し上げるべきものではないのだけれども、今2つの御意見が出ていると認識していて、データ移送の部分は、ここにも「本調査の範囲を超えた」と書いてあり、どちらかという政府の横断的な取組と思いますので、この答申の中の課題を超えるのではないかと思います。

一方で、宮川臨時委員がおっしゃったとおり、この調査の在り方の将来像として、時代に即したものをとっていくことが求められておるのは我々も同感でして、ただそれを具体的に書くのはということでした。ただ、我々はおっしゃっていただいているとおり、また、製品・サービス分野別を見直してもう一回やれという、そのような具体的なものはさすがに厳しいのだけれども、研究はしたいと思っています。加えて、先ほど荒木臨時委員もおっしゃったとおりAIの動きやその進展もありますので、その時点で求められている科学技術のあるべきデータを取っていく姿はやはり必要なもので、そこで、今後の課題で前向きなものを是非ということであれば、我々の背中を押していただけるとと思います。また、おそらく、次の第8期科学技術・イノベーション基本計画で、そのときに求められるデータはあるわけで、やはりアップデートしなくてはいけないというのは絶対あるわけです。今回、分野別研究費を増やして、逆に製品・サービス分野は減らしたというバーターの関係で検討したということもあるので、今後はその分野別の研究費をよりアップデートして、時代に即したものを取っていくと、デジタル技術の進展を踏まえてという文脈で入れていただくのであれば、我々の将来の検討の背中の後押しもしていただけるかなと思いますので、もし御賛同いただけるようであれば、そのようなことを入れていただくのは我々もウェルカムかと思います。

○越総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官 すみません、事務局からの補足です。先ほど、データ移送の取組に関して、データ把握のワンストップ化を含めてこの部分を課題として入れたらどうかという話をしてしまったのですが、データ移送の取組については、もともと科学技術研究調査の範囲を超える内容なので、課題として設定せず、答申案のこの部分に記載をさせていただいたという経緯がございます。その点、さきほど調査実施者から御意見ございましたが、そこは事務局としてもそのとおりだと思いますので、その点補足させていただきます。

以上です。

○菅部会長 今、調査実施者からも意見ありましたが、ほかの皆さんいかがでしょうか、御意見等ありますでしょうか。

○荒木臨時委員 私は全面的に賛成です。よろしくお願いいたします。

○菅部会長 どうもありがとうございます。長谷川委員が挙手なさっております。

○長谷川委員 どうもありがとうございます。私もこの表現でいいのですが、確かに今回の議論は、非常に広範囲で、しかもフラスカティ・マニュアルの国際基準が改定されていないにもかかわらず、かなり日本独自の前進と申しますか、今のニーズに即した形で調査を改善しようということだと思います。私は今後の課題への対応状況、2のところに入れていく必要はないのですけれども、やはり先ほど荒木臨時委員がおっしゃったように、少し後ろ向きの感じもしてしまって、課題だから仕方がないのですけれども、結局その実務の負担軽減や報告者の負担軽減という話になりがちなものですね。一応2つ目の段落の「調査事項の追加を行う一方」というところが、ここは実を言うと本当は、時代に合ったもの、時代に即したニーズと言いますか、国家戦略技術領域の今まさにリアルタイムで求められている最新の状況を把握したいということとか、あるいは国際比較可能性の向上とか、そのようなことで今回、かなり調査の事項の変更を行ったものですから、何かそこがうまくこれからの説明ぶりかもしれませんけれども、今回かなり大規模な調査のアップデートをして、その中の整理の一環としてこれまでの答申における課題に対応してということだと思います。確かに2のこの部分だけ見ていると後ろ向きでありますけれども、これからいろいろ御説明をされるとお思いますので、いかに今回のこの見直し、これが非常に前向き、積極的なまさに時代のニーズに即した形での対応だということをやよりうまく出していれば非常にいいのではないかと。

ですので、確かにこのところだけ見てしまうと、前向きな表現はないものですから、やや後ろ向きに捉えてしまいますけれども、ここは事務局にお願いしたいのですけれども、そのような全体像と言いますか、前向きな改定ですよということをうまく記載いただければと思います。

あとは、研究開発という定義自体は変わっていないと思うのですが、結局それをより精緻に見ていくと今回のような分類、把握の仕方、項目の立て替えは必要になってくると、何かそのような組立てを少し今後考えて、外向けへの説明をうまくやっていただいた方がいいのかなと。今回の見直しをより評価していただけるのではないかと思います。

以上です。

○菅部会長 ありがとうございました。それでいろいろな意見が出たのですけれども、まず、1ページに戻っていただいて、本調査で目指す調査事項で8分野、5分野という議論がありました。ここについていろいろと意見が出ましたね、例えばマテリアルはどうだとか、ロボットというのはどこに入るのか、ヘルスケアという議論もありました。こうした分野の在り方をもっと検討すべきではないかというのはありますよね。つまり少し大まか過ぎ、かなり吟味されたということは分かっているけれども、みんながうまく分類できているような感じはしなかったですね。だからここについては、やはり少し検討する必要

がある感じが、例えばヘルスケアの扱いがもっとどうだ、ロボットはどうだとか、それは多分、宮川臨時委員が出しました新しい分野の把握という視点ともつながっているだろうと思うのです。この分類の在り方については、最新の動向を踏まえ、引き続き検討する必要があるというのが一つあるとは思っています。

ここでいろいろな議論が出ましたから、それを課題にするのは、今調査実施者が言われたその背中を押す話とつながってくる。つまり、新しい科学技術・イノベーション基本計画なり国家戦略なのだけれども、それに対応した分類の在り方を最新のものにアップデートしていくことが必要なのではないか、いろいろな意見が出ましたから、もっと細かくした方がいいのかもしれないし、そのような形で整理するのは。

○山形総務省統計局統計調査部経済統計課長 ありがとうございます。もちろんこの特定目的、特定技術、今考えられるもののベストだと思っはいますけれども、未来永劫ベストだとは思っていません。これについて見直しを継続的に行うのはマストだと思っはいますので、課題に書いていただいて、背中を押していただけるというのは我々としてもあるべき姿かなと思っはいます。

○菅部会長 いかがでしょうか、そのような感じでヘルスケアを是非お願ひしたいところではありますが、そうすれば今いろいろな意見が出ましたけれども、やはりせつかく科学技術なので、新しい方向性が全く見えないのはやはりみんな釈然としなないでしようから、この分野、分類の在り方を見直すという言い方ではないですね、新しい動向を踏まえて、アップデートしていくというような表現で課題を書くことで、何とかできないかなと思っはいますが、いかがでしょうか。大丈夫ですか。文言の中にヘルスケア等と入れていただいて。

○越総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官 ヘルスケアについて入れるかどうかは、事務局と部会長との間で検討させていただいてということによろしくお願ひいたします。

○菅部会長 そのような形で、今後の課題というか、分類をもっともって考えていこうという話ですね。そのような形で整理させていただきたいと思っはいます。

最後に1ページに戻っていただきまして、承認の適否です。これまでの審議内容を踏まえますと、調査計画の修正を必要とする事項は特になかったと思っはいますので、変更内容については、「承認して差し支えない」といった内容になろうかと思っはいますが、よろしいでしようか。

（「異議なし」の声あり）

○菅部会長 どうもありがとうございます。一通りの答申案を御確認いただきましたが、全体を通じて何か言い忘れたことはございますか。

それでは、先ほど申し上げた答申案の「前回答申における「今後の課題」への対応状況」の内容につきましては、先ほど皆様に御了承いただきましたので、私と事務局で早急に文案を取りまとめて、皆様にお諮りしたいと思っはいます。

最後のところの今後の課題につきましては、方向性としては今議論したとおりで、ただ、具体的な文案については、最終的には私と事務局で速やかに検討いたしまして、文章を作文いたしたいと思っはいます。

最終的な答申案につきましては、今月開催予定の統計委員会のときに私から御報告をさせていただきますと思います。

それでは、本日予定しておりました議題を終えましたので、本日の審議はここまでとさせていただきます。

最後に、事務局から御連絡をお願いいたします。

○永岡総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 本日もお忙しい中、御参加いただきまして、ありがとうございます。

今、部会長からもお話がございましたとおり、答申案の修正につきましては、速やかに部会長と事務局で検討させていただいて、御連絡差し上げるようにいたします。

最後に本日の部会の議事録につきましては、事務局で作成次第、御確認をお願いしたいと存じます。メールで送らせていただきますので、届きましたらよろしくをお願いいたします。

事務局からは以上です。

○菅部会長 どうもありがとうございます。本日の部会はこれにて終了したいと思います。どうもありがとうございました。